

子ども・子育て支援金創設による条例改正の方向性について

1. 提案の背景

- 子ども・子育て支援金は、社会全体で子育て世帯を支える、新しい分かち合い・連帯の仕組み。
- 安定的な財源確保及び、既存の徴収システム利用による運用コストの観点から、医療保険料に上乗せする形式で費用を徴収することとなった¹。
- 介護保険料も医療保険料に上乗せして徴収している(40~65歳)が、保険の根幹的な考え方である「リスク分散」の概念²が当てはまるため、国民が不公平感を感じにくい。
- 子ども・子育て支援金については、リスク分散の概念が直接は当てはまらないため、医療保険料と合わせて徴収されることにつき、いまだ国民の理解と納得を十分に得られている状態とは言いにくい。
- 子ども・子育て支援金分(以下、「子ども分」という。)の徴収に関する法令の具体的な改正内容は、国保法施行令及び一部の改正案が発出されているのみであり、国から具体的な令和8年度の支援金率についていまだ示されていない³(年内公表予定)。基礎自治体としては予算編成上遅すぎて困惑している。
- 課税限度額について、税方式を採用している自治体にとっては、地方税法施行令⁴が他の税目と合わせる都合上例年、3月31日公布・4月1日施行となっており⁵、子ども分についても同スケジュールで示されることが予測される。

¹ 全世代対応型の社会保障制度構築のための子ども・子育て支援金制度関連法(令和6年6月成立)

² 保険とは、一定の確率で発生することが予測されているが、いつ、だれに発生するかはわからない危険に備える仕組みである。したがって、保険事故にあう可能性は被保険者のすべてにあり、保険事故が生じた際には給付を受けられるというのが、保険の基本的な考え方である。

³ 被用者保険においては4月から徴収する予定だが、12月1日現在その率も示されていない

⁴ 国はほぼ毎年度課税限度額を上げ、高所得者層(収入約1,100万円以上)の負担を増加することで中間所得層の被保険者負担に配慮している。

⁵ 令和6年地方分権改革に関する提案募集 提案事項において、地方税法施行令の一部を改正する政令(国民健康保険税改正部分)の公布時期の前倒しが提案されたが、総務省から「地方税法の法令改正は、全税目一体で与党税制調査会での議論から地方税関係法令の改正作業までを順序立てて行っており、国民健康保険税部分のみの法令改正を前倒しすることは、…非常に困難」と回答された。

- 上記地方税施行令の施行・公布時期の遅れに対し、専決処分で対応している自治体もあるが、議会の運営上専決処分で対処することが難しく、1年遅れで政令に合わせて改定をしている市もあり⁶、その分高額所得者からの徴収が得られていない⁷。

(円)

年度	政令の課税限度額と本市課税限度額の差額	歳入口ス額試算
R1	30,000	23,958,000
R2	30,000	22,350,300
R3	–	–
R4	30,000	21,182,600
R5	20,000	17,917,400
R6	20,000	20,876,500
R7	30,000	36,792,000

※試算は便宜的に令和7年度当初賦課時の加入者情報で行った。

2. 本市の課題

(1) 子ども分の課税限度額は現在空白。専決が認められない自治体はどうすればよいのか。また、課税限度額にはついてこれからも1年遅れで改定するしかないのか。

(2) 子ども分の保険税率について、現在出されているものは参考でしかないと都が回答した。本算定がいつでるのかわからない状況で、どのように検討すればよいのか。この状況が毎年度続くことも予測されるが、一般会計からの補填は、子ども分の拠出に関する財政構造をゆがめ、長期的には合理性を欠く。

⁶ 26市中7市(立川・武蔵野・府中・昭島・調布・小金井・国分寺)

⁷ これにより、高所得層は本来より低い負担となり、その不足分を一般会計から補う構造が生じている。単なる差額の発生だけではなく、所得の上昇や超過世帯割合の偏りにより、歳入が国の想定よりも小さくなる。財政健全化を遅らせ、中長期的に税率上昇圧力が強まる。

3. 今回提案内容

(1) 子ども分含め、課税限度額の内容を政令に委任してはどうか

【メリット】

・本市では子ども分だけでなく、基礎分・後期支援金分・介護分も今まで改定まで1年遅れが生じている。今回子ども分が改定に間に合わないことを理由に子ども分だけを政令委任することを考えたが、部分的導入では構造的問題が残るため、全区分一括で国基準に連動させることが合理的と考える。

→本市条例に、政令で定める基準に合わせるとの規定を置くことで、毎年の改定遅れをなくし、公平性(1年遅れで改正となると、国保法の仕組みが想定している負担よりも少ない額を本市の高額所得者に課すことになり不公平)と歳入の安定性(法令に合わせることで法令通りの基準による歳入を常に見込むことができる)を確保する。

【法的検討】

・地方自治法14条の委任規定に合致し、建築基準法や下水道条例の国基準連動と同様の手法。

・法務部門による適法性確認済み。

【課題】

・法技術的には可能だが、税の分野では前例がないため、議会及び市民の理解を得るために丁寧に説明をする必要がある。

(2) 子ども分については税率自体も都の標準保険料率に委任してはどうか

【メリット】

・子ども分は社会保険方式で広く社会全体で負担するという発想のもとに制度設計されている。一般会計で補填する方式は、保険料水準の統一という国の構想とずれ、財政構造をゆがめ、長期的には合理性を欠く。

→標準保険料率に自動的に連動させるとの規定を条例に置くことで、毎年度標準保険料率に合わせた税率改定を確保することができ、歳入の確保と手続き上の効率を同時に満たすことができる。

【法的検討】

- すでに標準保険料率を達成した大阪府下の基礎自治体の条例では、全区分の料率を府知事に委任するとの規定を置いて対応しているので法技術的に可能。
- 都でも標準保険料率を達成したのちには大阪府のような対応になることが予測される。⁸
- 標準保険料率に達していない本市では、子ども分のみ標準保険料率に委任する。

【課題】

- 法技術的には可能だが、税の分野では前例があまりないため、子ども分の特性を見据え議会及び市民の理解を得るため丁寧に説明をする必要がある。
- 子ども分の算定省令がいまだ発出されておらず、発出時期が未定。

⁸ 大阪市国民健康保険条例抜粋

第14条 基礎賦課額の保険料率は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 所得割 法第82条の3第1項の規定により大阪府が算定する市町村標準保険料率（以下市町村標準保険料率という。）のうち、基礎賦課額の保険料率における所得割の率
- (2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、基礎賦課額の保険料率における被保険者均等割の額